

第3次 香取市地域福祉計画

(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)

つながり育む 支え合いのまち かとり
～わたしらしく輝けるまち～



令和6年3月
香取市

地域福祉計画の概要

地域福祉とは

地域の中には、病気、高齢、障害など心身の状況により、あるいは仕事や家庭の事情などによって、一時的ないし恒常的に、何らかの支援を必要とする人がいます。

地域福祉とは、そのような支援を必要とする人や困りごとを抱えた人たち誰もが地域でその人らしい生活を送れるよう、人々が互いに支え合い、市や関係機関と協働しながら「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

地域福祉を進める上では、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせて推進していくことが重要です。



計画の位置付け

○ 法的な位置付け

「市町村地域福祉計画」は、改正社会福祉法(平成30年4月1日施行)第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものです。

○ 各種計画における位置付け

「香取市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「香取市総合計画」の部門別計画として位置付けられます。また、福祉・健康分野の基幹計画の上位計画として、各福祉分野が共通して取り組むべき分野横断的な施策を盛り込んでいます。

また、第3次香取市地域福祉計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年施行)に基づく成年後見制度利用促進基本計画と、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年施行)に基づく再犯防止推進計画を包含し、一体的に策定しています。



計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

地域福祉を取り巻く現状と課題

本市の地域特性、統計データ、アンケート調査結果および第2次計画の評価と、本市における地域福祉を取り巻く現状から、下記の5つの課題が明らかになりました。

課題1 地域福祉を支える人材が不足しています

加速する少子高齢化と人口減少

本市における高齢化率は上昇を続け、国や県の水準を大きく上回る一方で、合計特殊出生率は国や県と比べて低い水準にあります。年齢区分別の人口構造も、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合はゆるやかに減少を続け、今後も総人口の減少が見込まれます。

地域福祉を担う人材の高齢化と不足

少子高齢化と人口減少の影響は地域にも及び、関係団体では、メンバーの高齢化や新しいメンバーが入らないことが課題となっています。また、第2次計画の評価においても、地域のボランティア人材が高齢化していること、新たな担い手が不足していることが、課題として認識されています。

一人ひとりが「地域の一員」という意識をもって暮らすことが大切です

課題2 地域づくりに対する主体的・自主的な関わりが弱くなっています

地域課題解決に向けた意識の変化

市民へのアンケート調査では、地域課題の解決方法として、「行政に解決してもらえるように要求していきたい」という人が最も多く、前回調査と比べると、住民同士で協力して課題解決に取り組もうとする「主体性」の意識に変化が生じています。

地域活動への取り組み方の変化

市民へのアンケート調査では、地域活動やボランティア活動への取組状況について、「取り組んだことはない」という人が最も多くなっています。前回調査よりもその割合が増えており、地域において住民が主体的・自主的に行う活動への取り組み方も変化しています。

一人ひとりが地域をともに創る「主体」となることが期待されます

課題3 地域の交流が少なく、人々のつながりが薄くなっています

隣近所や世代間の交流の不足

市民へのアンケート調査では、日常生活の中で、高齢者や子ども、子育て中の人、障害のある人など地域の人々との交流はないという人が約3割を占めています。また、隣近所や世代間の交流が少ないこと、交流できる場が少ないことが「問題点」として捉えられています。

地域の人々のつながりの希薄化

市民へのアンケート調査では、近所に見守りなどの支援が必要な人がいるかどうか「分からない」、「いない」と回答した人が約半数を占め、ほとんどの人が近所の状況を把握できておらず、地域の人々のつながりの希薄化が進んでいる状況がうかがえます。

人と人をつなぐ、人と人がつながるきっかけをつくることが求められます

課題4

福祉ニーズは増加し、さらに多様化・複雑化してきました

高齢化に伴う福祉ニーズの増大
高齢化の進展に伴って、要介護認定者数は増加傾向にあり、高齢者の福祉ニーズはますます増大しています。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の割合も多く、地域における見守り体制の強化や権利擁護支援の必要性が高まっています。

支援を必要とする人・世帯の増加
障害のある人や生活困窮状態にある人など、支援を必要とする人・世帯が増加しています。このような人・世帯が抱える課題は多岐にわたり、複雑なケースが増えていきます。また、地域とのつながりの希薄化なども影響して、そのような人・世帯は社会的に孤立してしまう傾向にあります。

支援にかかる社会資源の限界
「課題1」に示したように、地域福祉を担う人材は不足し、また、生産年齢人口の減少に伴って市の財政状況も悪化することが懸念されます。今後ますます増大、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するための社会資源は限られていると言えます。

ネットワークを充実させ、あらゆる相談への対応力を高めることが重要です

課題5

緊急時や高齢になったときの生活への不安が高まっています

災害時や緊急時における対応への不安

市民へのアンケート調査では、前回調査に引き続き、地域の中の問題点として「緊急時の対応体制が分からない」ことが最も多く挙げられました。災害時や緊急時における対応について不安を感じる人が多く、平時からの備えをさらに強化することが求められています。

支援を必要とする人の情報入手の困難さ

関係団体へのアンケート調査では、活動を行う上で困っていることとして、「支援を必要とする人の情報が得にくい」ことが多く挙げられました。また、市に望むこととしては、「活動上必要な情報の提供」が最も多く、情報入手が困難な状況にあることがうかがえます。

生活を維持するための環境整備

市民へのアンケート調査では、高齢になったときの交通手段の確保について、不安の声や利便性の向上を求める声が寄せられました。また、第2次計画の評価においては、公共交通の維持・確保には利用者の減少や人材不足といった課題を解消する必要があることも明らかとなりました。

いつでも、いつまでも安心して暮らせる環境をつくる必要があります



計画の目指す方向

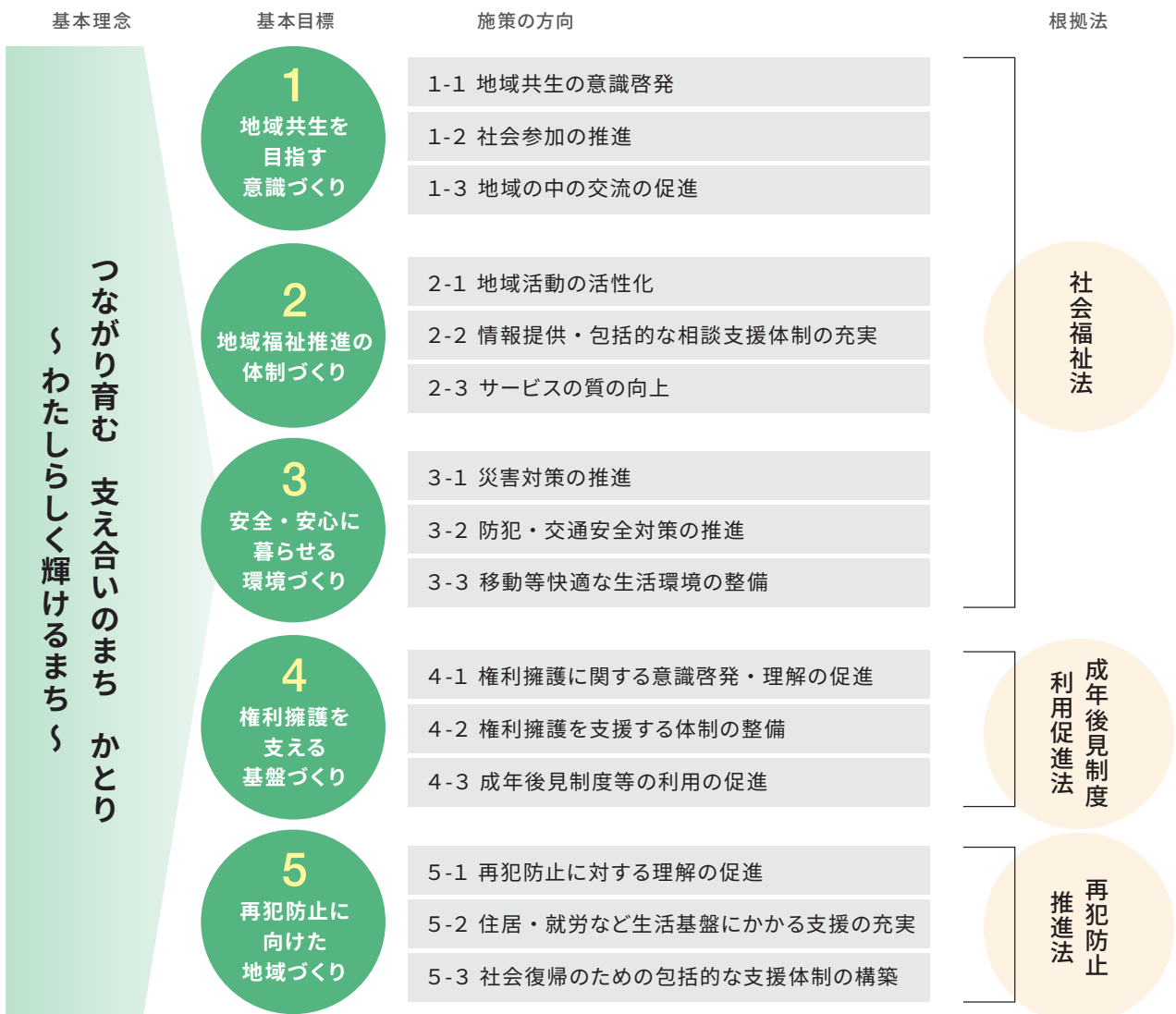
計画の基本理念

第2次計画では、「健やかに住み続けたい 支え合いのまち 香取 ～人が輝き 人が集う地域～」を基本理念として地域福祉を推進してきました。一方で、統計データやアンケート調査結果、第2次計画の評価結果から、少子高齢化の進展など社会情勢が変化していること、人々の意識や価値観が変容しつつあること、また、それによって人や世帯、地域が抱える課題が多岐にわたることなどが明らかとなりました。

そのような地域福祉を取り巻く国および県の動向、本市の現状を踏まえて、第3次香取市地域福祉計画の基本理念を次のように定めます。人々がつながり、支え合いのまちをともに育むことを共通の価値としつつ、その実現に向けては一人ひとりがその人らしく取り組み、輝きをもてることを基本的な考えとしています。

つながり育む 支え合いのまち かとり ～わたしらしく輝けるまち～

計画の体系



施策の展開

基本目標 1

地域共生を目指す意識づくり



地域福祉を進めていくためには、支え合い・助け合いの関係をつくっていくという地域共生の考え方が浸透していく必要があります。意識啓発や生きがい・健康づくり、地域の交流の促進などを通じて、地域共生の意識を育む基盤づくりを進めます。

1-1 地域共生の意識啓発

あいさつ・声かけ運動、地域や学校における福祉教育の充実などを通じて、地域共生についての意識啓発を行います。

- あいさつ・声かけ運動の推進
- 共生社会実現のための学びの推進
- 学校における福祉教育
- 男女共同参画の推進
- 多文化共生に向けた取り組みの推進
- 社会福祉大会の開催

1-2 社会参加の推進

地域ぐるみで健康づくりや介護予防に取り組むとともに、高齢者や障害のある人が活躍する機会を確保することにより、地域の人々の社会参加を推進します。

- 地域ぐるみの健康づくりの推進
- 障害者雇用の促進
- 高齢者の就労促進
- 介護予防の推進
- 高齢者クラブ活動の推進
- 生活困窮者の地域活動参加の支援

1-3 地域の中の交流の促進

住民に身近な地域でサロンやイベントを開催するなど、地域において多様な人々が気軽に参加できる機会を創出し、地域の中での交流を促進します。

- 交流のための多様な場・居場所づくりの推進
- ふれあいサロンの開催
- 交流活動拠点の整備
- 障害者のイベント等への参加・交流促進

《評価のための指標》

施策の方向	指標	現状値 令和4年	目標値 令和11年
1-1 地域共生の意識啓発	社会福祉大会の参加者数	420人	500人
1-2 社会参加の推進	香取もりもり体操実参加者数	845人	1,250人
1-3 地域の中の交流の促進	重層的支援体制整備事業における地域づくり支援回数	未実施	5回



基本目標 2

地域福祉推進の体制づくり



地域の多様なニーズに対応していくためには、地域の中で支え合い・助け合いの活動を活性化させるとともに、一人ひとりに合ったサービスを提供できるようにすることが必要となります。個々の地域活動の活性化と関係機関・団体の連携強化、サービスの質の向上を図ることで、地域福祉を一体的に推進する体制づくりを進めます。

2-1 地域活動の活性化

ボランティアや自治会、住民自治協議会などの各種活動を支援するとともに、連携と協働を推進し、新たな人材の発掘・育成支援を行うことで、地域活動の活性化を図ります。

- ボランティア活動についての情報提供
- ボランティア人材の発掘と育成
- ボランティアセンター機能の強化
- 交流会の開催
- コミュニティソーシャルワーカーの育成・活用
- 生活支援体制整備事業の推進
- 市民活動団体の支援
- 社会福祉協議会との連携・協働の推進
- 自治会活動活性化の促進
- 住民自治協議会の活動支援、連携促進
- 民生委員・児童委員、主任児童委員活動の支援

2-2 情報提供・包括的な相談支援体制の充実

多様化・複雑化する課題の解決に向けて、福祉の活動や窓口に関する情報提供を充実するとともに、関係機関・団体同士の連携を強化することで、包括的に相談支援ができる体制を整えます。

- 地域福祉活動の情報発信
- 福祉相談窓口の充実
- 相談関係者の連携強化
- DV(ドメスティック・バイオレンス)対策

2-3 サービスの質の向上

誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、サービスの質の向上を図り、支援を必要とする人が必要なサービスを適切に利用できる体制を整えます。

- 障害者の福祉サービスの充実
- 高齢者福祉支援
- 子どもを生き育てる支援の充実
- 生活困窮者への支援の充実

《評価のための指標》

施策の方向	指標	現状値 令和4年	目標値 令和11年
2-1 地域活動の活性化	社会福祉協議会を通して活動しているボランティアの延べ活動人数	11,765人	18,000人
2-2 情報提供・包括的な相談支援体制の充実	多機関協働事業における課題解決率	未実施	30%
2-3 サービスの質の向上	就労準備支援事業における生活困窮者の参加の場の開拓数	2箇所	5箇所

基本目標 3

安全・安心に暮らせる環境づくり



地域で安全に安心して暮らしていくためには、自然災害に対する備えや災害時の適切な対応、地域の安全を守る活動、生活移動手段を確保することが必要です。平時からの災害対策の推進と防犯・交通安全対策の推進、生活環境の整備を通じて、安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

3-1 災害対策の推進

災害に備え、平時からの見守り活動を充実させるとともに、避難所の周知や防災訓練などの実施により災害対策を推進します。

- 見守り活動の推進
- 自主防災組織への支援
- 防災訓練・避難訓練の実施
- 避難行動要支援者支援体制の構築
- 避難場所の周知
- 避難所の整備
- 災害ボランティアセンターの開設

3-2 防犯・交通安全対策の推進

防犯意識を高めるための情報提供や防犯パトロールの実施、交通安全意識を高めるための取り組みを通じて、防犯・交通安全対策を推進します。

- 防犯パトロールの実施
- 防犯情報の提供と環境整備
- 交通安全意識の高揚
- 交通安全施設の整備

3-3 移動等快適な生活環境の整備

誰もが円滑に移動できるような各種サービスの充実を図るとともに、道路や施設のバリアフリー化を進め、移動等快適な生活環境を整備します。

- 乗合タクシー等の利便性向上
- 移動サービスの充実
- 道路整備の推進
- 公共施設や公共的施設のユニバーサルデザインの推進

《評価のための指標》

施策の方向	指標	現状値 令和4年	目標値 令和11年
3-1 災害対策の推進	避難行動要支援者の把握数	462人	560人
3-2 防犯・交通安全対策の推進	高齢者交通安全教室受講者数	95人	300人
3-3 移動等快適な生活環境の整備	乗合タクシー・循環バス利用者数	56,272人	60,000人



基本目標 4

権利擁護を支える基盤づくり



認知症や障害などによって判断能力が低下しても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、権利擁護支援のための基盤を整える必要があります。権利擁護についての意識啓発、相談窓口の周知や連携強化など権利擁護支援のための体制の整備、成年後見制度等の利用促進など、権利擁護を支える基盤づくりを進めます。

4-1 権利擁護に関する意識啓発・理解の促進

権利擁護支援の必要性について理解を深め、成年後見制度の普及を図るため、市民や制度を運用する関係機関・関係団体に向けて、啓発・周知を行います。

- 権利擁護・人権に関する意識啓発
- 成年後見制度の周知・情報発信

4-2 権利擁護を支援する体制の整備

権利擁護を必要とする人が必要な支援を得られるよう、相談窓口の周知とともに、関係機関・団体の理解を深め、連携を図ることにより、地域における権利擁護の支援体制を整えます。

- 権利擁護・人権を守る相談窓口の周知
- 権利擁護を支援する関係者の理解促進
- 地域連携ネットワークの構築

4-3 成年後見制度等の利用の促進

すべての人が安心して住み慣れた地域での生活を続けられるよう、他の権利擁護支援策と併せて、成年後見制度の適切な利用を推進します。

- 日常生活自立支援事業の推進
- 成年後見事業の推進
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の推進

《評価のための指標》

施策の方向	指標	現状値 令和4年	目標値 令和11年
4-1 権利擁護に関する意識啓発・理解の促進	権利擁護・差別解消セミナー参加者数	90人	130人
4-2 権利擁護を支援する体制の整備	成年後見制度に関する相談窓口への相談者案件数	170件	200件
4-3 成年後見制度等の利用の促進	市長による成年後見等の申立て件数	12件	18件



基本目標 5

再犯防止に向けた地域づくり



地域の誰もが孤立することなく、地域社会の一員となって支え合う社会を実現するには、犯罪をした人等の社会復帰を支援し、再び罪を犯してしまうことのないよう取り組む必要があります。再犯防止に対する理解の促進、住居や就労など生活基盤の整備にかかる支援の充実、社会復帰のための包括的な支援体制を構築することなどを通じて、再犯防止に向けた地域づくりを進めます。

5-1 再犯防止に対する理解の促進

地域において更生保護活動を行うボランティアや団体を支援し、すべての市民を対象に講座等を開催することで、犯罪をした人等の再犯防止について理解の促進を図ります。

- 更生保護活動の情報発信
- 講座等の開催
- 社会を明るくする運動の開催

5-2 住居・就労など生活基盤にかかる支援の充実

帰住先のない人の住居の確保、協力雇用主の開拓や生活困窮者自立支援制度を活用した就労支援など、生活基盤を整えるための支援を充実させます。

- 住居の確保
- 協力雇用主の開拓・確保の支援
- 生活困窮者自立支援制度の活用

5-3 社会復帰のための包括的な支援体制の構築

犯罪をした人等の社会復帰に携わる司法と福祉の関係機関、福祉的支援を提供する保健医療・福祉の関係機関、地域で活動する民間協力者などの連携により、包括的な支援体制を構築します。

- 司法・福祉の関係機関の連携の推進
- 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 民間協力者の活動の促進

《評価のための指標》

施策の方向	指標	現状値 令和4年	目標値 令和11年
5-1 再犯防止に対する理解の促進	社会を明るくする運動の参加者数	1,738人	2,500人
5-2 住居・就労など生活基盤にかかる支援の充実	協力雇用主数	5事業所	8事業所
5-3 社会復帰のための包括的な支援体制の構築	司法・福祉連携連絡会参加延べ人数	未実施	30人



計画の推進体制

役割と推進体制

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域社会を実現するためには、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要です。

<p>〈市民〉</p> <p>市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域を担う一員であるという認識をもち、あいさつや声かけなど、できることから行動していくことが期待されます。</p>	<p>〈地域〉</p> <p>自治会、住民自治協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員などさまざまな団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。</p>	<p>〈ボランティア・NPO〉</p> <p>地域でのさまざまな活動を通じて、各団体や社会福祉協議会、行政と連携し、地域福祉推進のための活動の充実が期待されます。</p>
<p>〈福祉事業者・医療事業者〉</p> <p>福祉サービス、医療サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および周知、他のサービスとの連携に取り組むことが期待されます。</p>		<p>〈社会福祉法人〉</p> <p>福祉事業者として福祉サービスの提供を行うほか、地域福祉の拠点としての機能が期待されます。また、地域における公益的な活動を通して、制度の狭間にいる人を支援する役割も期待されます。</p>
<p>〈企業〉</p> <p>地域の一員として、見守りなど地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割が期待されます。</p>	<p>〈社会福祉協議会〉</p> <p>社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核としての位置付けられているほか、行政との調整役としての役割を担っています。</p>	<p>〈行政〉</p> <p>市の福祉の向上を目指して、地域福祉活動を促進させるための支援や、庁内の関係各課が連携して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。</p>



進行管理・評価

計画の実効性を高め、円滑で確実な実施を図るため、進行管理にあたっては、PDCAサイクルの考え方に基づいて施策等の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。また、地域福祉計画推進委員会において外部の視点で評価を行うなど、市民の声を反映しながら進行管理を行います。



香取市

第3次香取市地域福祉計画【概要版】

(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)

発 行 : 香取市

発 行 年 月 : 令和6年(2024年)3月

編 集 : 香取市 福祉健康部 社会福祉課

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話 : 0478-50-1209
